

正しい理解で利益を増やす

建設業の消費税

=全7回の3=

日本経営士会 経営士 服部正雄

工事請負への適用例
(増税前後の会計処理)
について

益を減らした実例のご紹介で
完成工事高の会計ソフトの

完成工事高の会計ソフトの

現金主義の例として、9月30日付で税込み1080万円の工事が完成して、入金が11月30日の場合、11月30日の完成工事高の計上となります。この場合、会計ソフトは10%の自動仕訳となります。

現金主義の例として、9月30日付で税込み1080万円の工事が完成して、入金が11月30日の場合、11月30日の完成工事高の計上となります。この場合、会計ソフトは10%の自動仕訳となります。

現金主義の例として、9月30日付で税込み1080万円の工事が完成して、入金が11月30日の場合、11月30日の完成工事高の計上となります。この場合、会計ソフトは10%の自動仕訳となります。

提示して、8%の旨を報告することが誤り防止の方策となります。

引き渡し日(完成日付)がポイント

工事請負への適用例は5パターンあります。このうち第3回では、例1と例2についてお話しします。

建設業の消費税は、原則として引き渡し日(完成日付)がポイントとなります。

上記例1と例2については、9月までの完成引き渡しですが、会計処理の間違いで10%の仮受け消費税を計上し、消費税の納付を増やし利

会計処理方法は『現金主義』と『発生主義』があります。

『現金主義』とは、現金の受け取りや支払いがなされた時点で、会計処理をするルールを指します。

『発生主義』とは、支出・収入の発生が確定した時点で会計処理をするルールを指します。

事高が981万8182円で、処理されてしまいます。そのため、差額18万1818円が売り上げから減少し、消費税納付額が増えてしまいます。

事高が981万8182円で、処理されてしまいます。そのため、差額18万1818円が売り上げから減少し、消費税納付額が増えてしまいます。

事高が981万8182円で、処理されてしまいます。そのため、差額18万1818円が売り上げから減少し、消費税納付額が増えてしまいます。

